

# 雜 錄

## 家庭教育振興に關する

### 諮問の答申案

先般全國社會教育主事會議に於て文部大臣の諮問「家庭教育振興上適切なる方案如何」に對して得られた答申書は左の如し。

家庭教育の要諦は父母長者各々其の責に任じ健全なる家風並に一家團樂の家庭愛の下に常に子女に對し理解と同情とを持し之が個性に注意し以て優良有爲なる國民を養成するに在り、而して軌近動々もすれば我國家庭の固有の美風を破壊するの憾なきにあらず此の際に當り家庭教育の振興を期せんには之が振興方策多々あるべしと雖も就中左の實施方案の實現を急務なりと認む。

八〇

一、文部省は家庭教育振興に關し道府縣に訓令を發すること。

二、文部省は家庭教育振興に關し成人教育費中より道府縣に之が經費を交付すること。

三、道府縣市町村に婦人團體の聯合機關を速に設け且つ全國的の聯合團體を設置すること。

四、家庭教育指導者養成機關を設置すること。

五、家庭教育の指導機關を文部省及道府縣に設くること。

六、社會教育學校教育従事者をして一層家庭教育振興に力を致さしむること。

七、家庭教育と學校教育との關係を一層密接ならしむること。

八、家庭教育相談所を設くること。

九、講座、講習、展覽會等を開催すること。

十、兒童遊園、幼稚園、托兒所、日曜學校、子供會等の補導施設の改善普及を圖ること。

十一、活動寫真、ラヂオ、レコード等の民衆娯樂施設を家庭本位とし其の改善を圖ること。

十二、讀物玩具等の改善を圖ること。

十三、健實なる家庭生活を傷くべき事象に對しては嚴正なる批判を加へ之が絶滅を期すること。

## 昭和二年度幼稚園統計

—— 文部時報第三五〇號より ——

### 幼稚園

種別	官立	公立	私立	計
園數	二	四三	八三	一、四九
有資格	一四	一、一〇五	一、三六八	二、四八七
無資格	一	三七	一、〇五五	一、四三三
保姆	二四	一、四八三	二、四三三	三、九九九
計	二五	一、五二〇	三、九〇一	五、四四六

(昭和四年三月一日現在)

幼兒	男		女		計
	上	下	上	下	
保育滿期者	二二	二〇、二八	二二	一八、四四	五二、〇〇
計	二四	二〇、三〇	二四	一八、五二	五二、〇六

(自昭和三年四月至同四年三月)

入園者	男		女		計
	上	下	上	下	
一園ニ付保姆比例	七、〇	三、五	二〇、二	一〇、一	三〇、〇
一園ニ付幼兒比例	一九七、五	一〇〇、二	二〇、八	一〇、一	三〇、九
一保姆ニ付幼兒比例	二六、二	三、八	二、八	二、七	三、八
官公私立小學校尋常科兒童千人ニ付幼兒比例			二、八	二、七	三、八

### 幼稚園府縣別

道府縣	園	幼兒	秋田	七〇二
北海道	二四	一、三八一	山形	一、一八一
青森	一〇	五八二	福島	一、六二〇
岩手	一三	六七四	茨城	一、二七〇
宮城	一三	九九〇	栃木	一、一六八

園ニ係ルモノナリ。△印ハ分園ナリ。

幼稚園累年比較

年度	園	保母	幼児	保育滿期者	入園者
昭和三年度	一、五九四	三、九一九	一〇七、三三三	七三、〇三二	六三、三六八
同 二年度	一、八三三	三、五八八	九七、七〇四	六七、五五五	六七、三二〇
大正十五年	一、〇六六	三、二七四	六四、四三三	六三、五九八	六〇、六三三
昭和元年度	九七七	二、八五五	五三、三三二	五三、九六一	七〇、三三三
大正十四年度	八七七	二、四四四	四七、三三三	四七、三三三	六三、五七一
大正十三年度	八〇一	二、三三三	四三、六六七	四三、三三三	五七、〇九四
大正十二年度	八一	二、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三

本表園、保母、幼児ハ年度内三月一日現在ニシテ保育滿期者入園者ハ年度内(本年四月ヨリ翌年三月マデ)ノ事實ナリ但シ昭和二年以前ニ係ル園及保母ハ年度内三月三十一日現在ナリ。

文部省主催

幼稚園に關する講習會

既報の通り七月二十二日より同二十七日迄六日間、東京女子高等師範學校に開催された。政府の緊縮政策にたゞられてか、毎年奈良女子高等師範學校に於ても開催される同講習會が本年はないため、こちらに受講申込が殺到して豫定員百五十名を通過すること、實に百十一名に及び全部が收容されたので甚だ盛會であつた。

群馬	一五	一、六〇一	奈良	一一	一、一四〇
埼玉	二〇	八七七	和歌山	一五	一、九六二
千葉	二一	一、八六〇	鳥取	八	六九二
東京	二〇五	一、二二四	島根	一二	一、〇六六
* 神奈川	二五	* 一六一	岡山	六三	五、五二一
新潟	二一	二、〇九六	廣島	三七	二、二二五
富山	一三	一、一六四	山口	二三	一、八七三
石川	一九	一、五一一	徳島	二一	一、七九五
福井	二五	一、八五六	香川	二三	二、〇九〇
△ 山梨	七	四一五	愛媛	一七	一、一五八
長野	一九	一、〇一七	高地	四	四五九
岐阜	一〇	七一〇	福岡	二七	二、三一八
静岡	四二	四、二八三	佐賀	八	八三六
愛知	五七	五、〇九五	長崎	二一	一、八二六
三重	二四	二、二二二	熊本	一七	一、三五〇
滋賀	一八	一、六四二	大分	二四	一、九四六
京都	三七	三、九三三	宮崎	一三	九一八
大阪	九五	一三、二〇九	鹿児島	一七	一、三四八
兵庫	一三	九、三七三	沖縄	三	二〇五
			總計	一、九四四	一〇四、三三三

(昭和四年三月一日現在)

本表 \*印は官立東京及奈良兩女子高等師範學校各附屬ノ幼稚